

「つくみ子ども育成支援行動計画」庁内推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 「つくみ子ども育成支援行動計画」(以下「行動計画」という。)に基づき、行動計画実施の把握、推進等、効果的な取組について情報交換し、互いに連携をとりながら事業の充実を図るため、「つくみ子ども育成支援行動計画」庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査検討を行い推進する。

- (1) 行動計画に関する事項
- (2) その他子育て支援に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、行動計画にかかわる庁内関係課で組織する。

- 2 推進会議は、15人以内の委員で組織する。
- 3 推進会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年12月25日から施行する。
- 2 最初の年度の委員の任期は、平成16年3月31日までとする。
- 3 この訓令は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。